

6-3 設置方法

6-3-1 基本的考え方

視覚障がい者誘導用ブロックは、視覚障がい者の安全性・利便性の向上を図るために、視覚障がい者の歩行上必要な位置に、現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置するものとする。

視覚障がい者誘導用ブロックは、道路及び沿道に関するある程度の情報をもって、道路を歩行中の視覚障がい者に、より正確な歩行位置と歩行方向を案内するための施設であるため、視覚障がい者誘導用ブロックの設置方法は、視覚障がい者の安全性・利便性に配慮する必要がある。

視覚障がい者誘導用ブロックを必要以上に数多く設置すると、かえって混乱を招く危険性があるため、視覚障がい者誘導用ブロックの設置に当たっては、視覚障がい者の理解が容易となるよう配慮し、設置方法を単純化する必要がある。